

条例制定改廃調書
条例改正に伴う新旧対照表
(追加提出)

令和3年

奈良市議会9月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 総合計画の構成の見直しに伴う定義規定の改正等（第2条から第6条まで関係）</p> <p>第5次総合計画の策定に当たり、現行の第4次総合計画の構成を見直すことに伴い、条例上の概念（基本構想・基本計画・実施計画）を「総合計画」に整理するほか、所要の文言整理を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・令和4年度を始期とする第5次総合計画の策定に当たり、現行の第4次総合計画の構成（基本構想・基本計画・実施計画）を新たな構成（未来ビジョン・推進方針）に見直すことに伴い、所要の改正を行う。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 総合政策課

奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる</p>	<p>第2条 この条例において「総合計画」とは、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、市政全般に係る政策の基本的な方向を体系的に明らかにした計画であつて、市が策定する各種の計画及び施策の全ての基本となるものをいう。</p>
<p>_____。</p>	
<p>(1) 基本構想 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。</p>	<p>(議会の議決)</p>
<p>(2) 基本計画 前号に掲げる基本構想に基づき、市政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に明らかにしたもので、市が策定する各種の計画及び施策のすべての基本となる計画をいう。</p>	<p>第3条 市長は、総合計画 _____ を策定し、又は変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。次条において同じ。）は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。</p>
<p>(3) 実施計画 前号に掲げる基本計画に基づき市の行政分野全般に係る具体的な事務事業の実施に関して定める計画をいう。</p>	<p>2 市長は、総合計画 _____ を計画期間中に廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。</p>
<p>(議会の議決)</p>	<p>(立案過程における議会への報告)</p>
<p>第3条 市長は、基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）を策定し、又は変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。次条において同じ。）は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。</p>	<p>第4条 市長は、総合計画 _____ を策定し、又は変更しようとするときは、その立案過程において、次に掲げる事項を議会に報告しなければならない。</p>
<p>2 市長は、基本構想等を計画期間中に廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。</p>	<p>(1) 総合計画 _____ の策定又は変更をする趣旨、目的、背景等 (2) 総合計画 _____ の案の概要</p>
<p>(立案過程における議会への報告)</p> <p>第4条 市長は、基本構想等を策定し、又は変更しようとするときは、その立案過程において、次に掲げる事項を議会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 基本構想等の策定又は変更をする趣旨、目的、背景等 (2) 基本構想等の案の概要</p>	

現行	改正案
<p>(3) <u>基本構想等</u>の実現に係る経費その他当該計画の実施に関し必要と認められる事項 (実施状況の報告等)</p> <p>第5条 市長は、毎年度、<u>基本計画</u>に係る実施状況を取りまとめ、その概要を議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。</p> <p>2 <u>市長は、実施計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、これを議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。</u> (意見の申出)</p> <p>第6条 議会は、次に掲げるときには、市長に対して意見を申し出ることができる。</p> <p>(1) 市行政の推進のために新たに<u>基本構想等</u>を策定する必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 社会経済情勢の変化その他特別の事情により、<u>基本構想等</u>を変更し、又は廃止する必要があると認めるとき。</p> <p>(3) <u>基本計画に定める事業の進捗状況を勘案して、その実施を推進する必要があると認めるとき。</u></p>	<p>(3) <u>総合計画</u>の実現に係る経費その他当該計画の実施に関し必要と認められる事項 (実施状況の報告等)</p> <p>第5条 市長は、毎年度、<u>総合計画</u>に係る実施状況を取りまとめ、その概要を議会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。</p> <p>(意見の申出)</p> <p>第6条 議会は、次に掲げるときには、市長に対して意見を申し出ることができる。</p> <p>(1) 市行政の推進のために新たに<u>総合計画</u>を策定する必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 社会経済情勢の変化その他特別の事情により、<u>総合計画</u>を変更し、又は廃止する必要があると認めるとき。</p>